

小浜市協働のまちづくり基本指針

目次



協働って何だろう？	2
なぜ協働が必要なの？	3
協働を行うときのルールは？	4
どういうものが協働なの？	5・6
これからどのように取り組んでいくの？	7
協働推進のイメージ図	8

本市がめざしている「協働」のまちづくりを積極的に進めるため、「小浜市協働のまちづくり市民会議」を設置し、市民との「協働」により、「小浜市協働のまちづくり基本指針」を策定しました。

この指針は、「協働」のまちづくりを進めていくための基本的な考え方や方向性を明らかにするもので、本市が進めるまちづくりの「道標」になるものです。

「協働」のまちづくりで、市民一人ひとりが、自ら感じ、自ら動き、夢に向かってチャレンジし、「地域力」を「結集」することで、若々しく希望に満ちた躍動感あふれるまちをめざします。

この小冊子は、「小浜市協働のまちづくり基本指針」を分かりやすく説明した概要版です。ご一読ください。

なぜ協働が必要なの？（協働の必要性と効果）

なぜ協働って言われるようになったんだろう…？



1 社会環境の変化と市民ニーズの多様化・高度化

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化および産業・雇用環境などの社会環境が激変する中で、自治体経営が厳しい状況に追い込まれ、また、行政への市民のニーズが多様化・高度化しています。

2 求められる協働のまちづくり

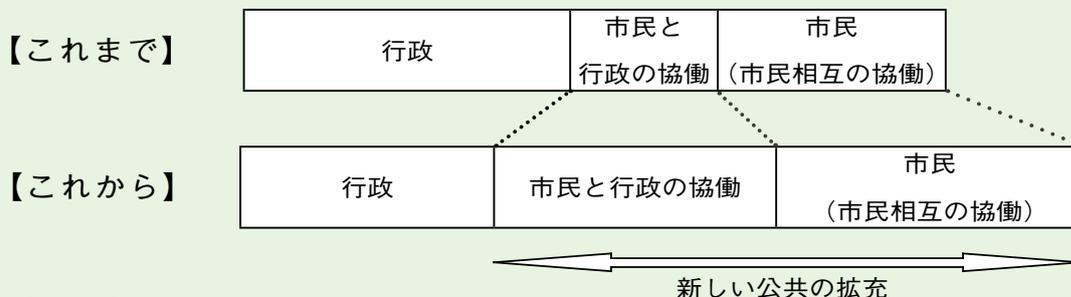
行政だけのまちづくりには限界があり、また、市民のまちづくりに対する関心が年々高まっているため、今後は、市民・団体・事業者・行政が協働の観点に立って、それぞれの特性を活かした個性溢れる魅力あるまちづくりを実現することが求められています。

3 協働することで得られる効果

さまざまな運動・活動において、効率の良い連携・協力体制が確立できます。また、市政やまちづくりへの関心が高まり、市民活動や地域活動に参加・参画する機会が増えることで、まちづくりに対する市民意識の向上や能力の発揮を通じた住民主体のまちづくりが実現します。

ポイント

覚えておこう！「新しい公共」



「新しい公共」とは…

世の中の社会情勢や人々のライフスタイルが変化する中で、「公共サービスの担い手は行政だけでなく、市民も担っていく」という新しい考え方。これからの協働のまちづくりには欠かすことのできないものになっています。

協働って何だろう？（協働の定義）

協働は、実施すること自体が目的ではなく、目的を達成するための取組手段のひとつなんだよ！



協働とは

「将来の夢に向かって、わたしたちの小浜をよくするため、市民・団体・事業者・行政が対等な立場で、互いに知恵や力を出し、責任を共有しながら、協力して活動すること」です。

「まちづくり」を市民一丸で

これからは、行政だけでなく、市民・団体・事業者が一丸となって、地域の課題解決に取り組み、夢を実現していくことが、まちづくりに欠かせないものになっています。

ポイント

さあ、小浜市オーケストラの始まりです！

協働のまちづくりは、みんなで美しい音楽を奏でるオーケストラに似ています。

市民の皆さんも行政も、「小浜市オーケストラの一員」です。

奏者には、いろいろな役割があります。華やかな金管楽器を演奏する人、リズムカルな打楽器を演奏する人、優しく力強い木管楽器を演奏する人など…

一人ひとりがそれぞれの特性を最大限に発揮し、互いに信頼しあい、協力して責任を果たすことによって、美しいハーモニーが生まれ、素敵な音楽を奏でることができます。

また、楽しく演奏しているところに聴衆も入り、ステージを一体感のあるものにし、感動を共に分かち合うことが、まさに協働のまちづくりです。

市民の皆さん一人ひとりが主役です。みんなが奏でるハーモニーで、そして、一体感により小浜市を素敵な音色で包みましょう。



どういふものが協働なの？

市民と行政の協働の関わりは3つのパターンに分かれるんだね



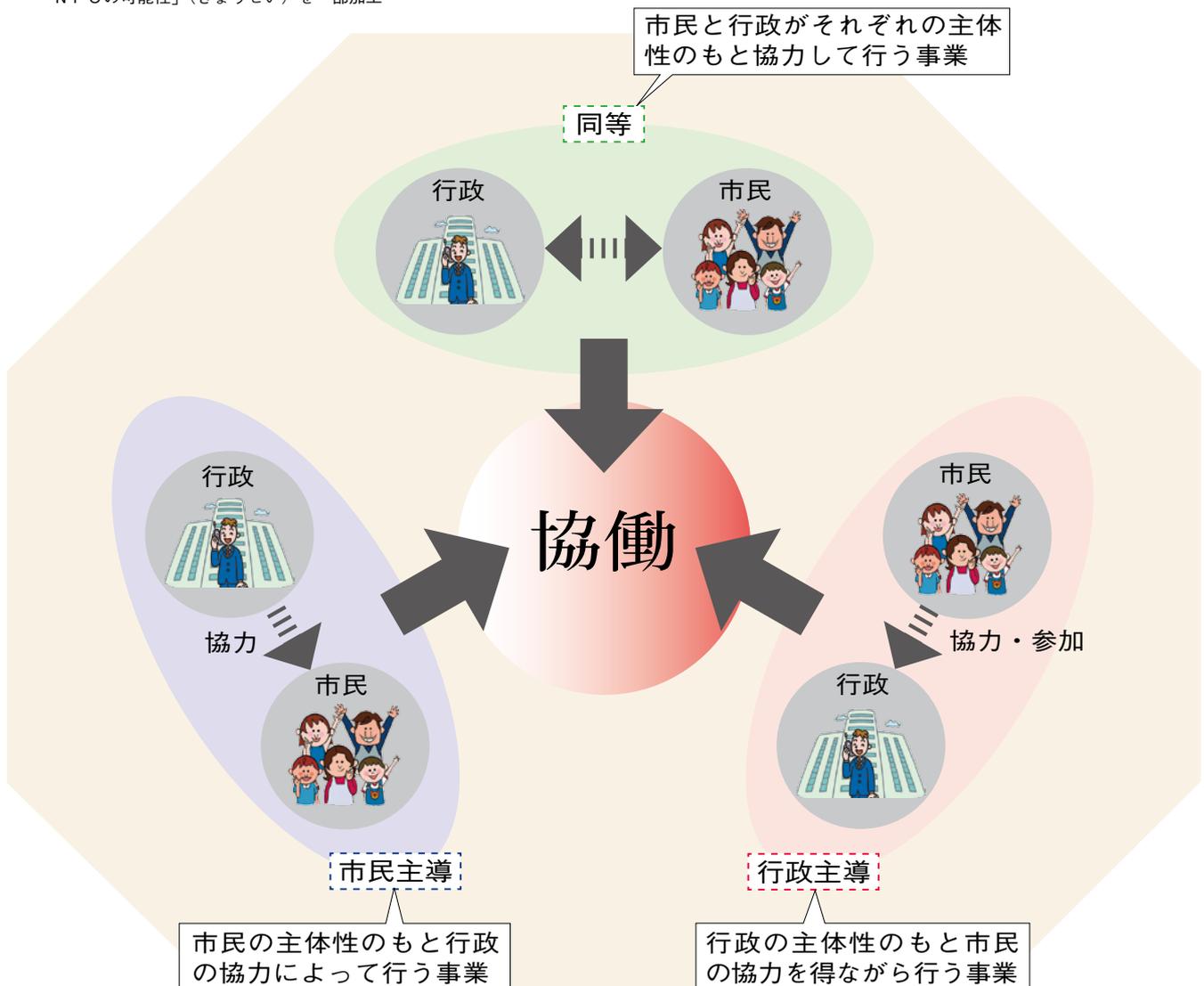
協働の範囲

行政の範囲

市民の範囲

①	②	③	④	⑤
主に市民の責任と主体性により行われるべき領域	市民の主体性のもと行政の協力によって行われるべき領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われるべき領域	行政の主体性のもと市民の協力を得ながら行われるべき領域	主に行政の責任と主体性により行われるべき領域
【市民主体】	【市民主導】	【同等】	【行政主導】	【行政主体】

出典：山岡義典氏「時代が動くとき—社会の変革とNPOの可能性」（ぎょうせい）を一部加工



協働を行うときのルールは？（協働の原則）

協働を進めていくには対話が
大切!!そこで7つの協働のル
ールを決めたんだね



1 対等の原則 ～どちらも主役～

市民活動団体等と行政は、共通の地域課題を解決するため、それぞれが上下関係でなく、対等の関係を保つ必要があります。

2 自主・自立の原則 ～良好な関係を保つために～

市民活動団体等と行政は、それぞれが自己決定、自己責任のもとで活動する組織であることを踏まえ、その自主性を妨げないようにするとともに、どちらかに依存することなく、お互いに自立した関係を保つ必要があります。

3 相互理解の原則 ～お互いを知り、責任を持つ～

市民活動団体等と行政は、お互いの立場や特性の違いを十分理解したうえで、それぞれの果たすべき役割や責任分担等を明確にし、よりよい協働関係を構築する必要があります。

4 目的共有の原則 ～めざすところは一緒～

市民活動団体等と行政は、何のために協働するのかという目的を共有し、それぞれの活動目標を定め、その達成に努める必要があります。

5 補完の原則 ～足りない部分は助け合い～

市民活動団体等と行政は、それぞれが単独で事業を行うよりも協働で行うことで、より効果的な事業実施が可能となることから、それぞれの長所を活かし、足りない部分を補いながら事業に取り組む必要があります。

6 評価の原則 ～次への第一歩～

市民活動団体等と行政は、お互いに理解し、効果的な協働を推進するために、協働で行った事業の評価を行う必要があります。

7 公開の原則 ～開かれた関係～

市民活動団体等と行政は、お互いが持つ情報などを積極的に公開し、透明性が高く、開かれた組織をつくる必要があります。併せて、協働に関する情報を広く市民に公開していく必要があります。

これからどのように取り組んでいくの？

協働のまちづくりを進めるために、次のような取り組みを行っていきんだね



※ 市民 …市民活動団体等の取り組み 行政 …行政の取り組み

1 意識改革と人材育成

- 市民 ●「人材」の発掘、育成につなげるための若者を含めた市民の参加・参画を促す活動を行います。
- 行政 ●基本指針周知のための地区別説明会、出前講座を開催します。
●市民活動や協働をPRするためのイベント、市民フォーラムを開催します。

2 推進体制の整備・充実

- 行政 ●協働に関する総合窓口の充実を図ります。
●行政と地域をつなぐ連絡・調整機能を整備します。

3 情報提供・情報共有

- 市民 ●市民活動団体等のホームページや情報誌の充実を図ります。
- 行政 ●市政広報、市公式ホームページ、ツイッター、ケーブルテレビなどを活用した協働に関する情報の提供や地域SNSを活用した協働に関する情報の共有を行います。

4 協働を推進するための環境づくり

①協働のネットワークづくり

- 市民 ●市民提案型事業への参画や市民活動団体等の中間支援組織化をめざします。
- 行政 ●市民活動団体等が安心して活動に取り組むことができる仕組みづくりや、継続した活動が可能となるよう財政的支援を行います。

②地域協働型まちづくりの推進

- 市民 ●地域コミュニティの多様な担い手とのさらなる連携を図ります。
●行政や目的型の市民活動団体等と協力して取り組みます。
- 行政 ●地域の夢づくりや地域課題の解決等を促進するための支援策の調査、研究を行います。
●人材、情報、ネットワーク、財源等の地域資源を地域社会で確保する仕組みづくりの検討を行います。
●協働のまちづくりにふさわしい地域拠点のあり方の調査、研究を行います。

5 協働事業の評価と基本指針の見直し

- 行政 ●協働施策、事業の成果の検証、評価および改善などに努めます。
●市民協働に対する理解や実践の進捗を見極め、基本指針の見直しを行います。

協働の形態はこんなにあるんだね



協働の形態

1 事業委託

行政が主体的に行う領域において、市民活動団体等の特性を活かすことで、より効果的な実施が可能であると認められる場合に、市民活動団体等に事業の実施を委託する。

2 補助

市民活動団体等が主体的に行う領域において、公益上必要であると認められる場合に、行政が財政的支援を行う。

3 物的支援

公益性の高い活動を行う市民活動団体等に対し、空き施設を提供したり、活動に必要な物品や用具等を支援する。

4 実行委員会等

市民活動団体等や行政など、その事業実施の責任を担うものが新たな主催団体を組織し、事業の企画・立案・運営などを行う。

5 共催

市民活動団体等と行政が共に主催者となって事業を行う。

6 事業協力

市民活動団体等と行政が協力して、一定期間、継続的に事業を実施する。

7 後援

市民活動団体等が行う事業に対して、行政が名義後援など、財政的支援以外の支援を行う。

8 政策提言 企画立案

市民活動団体等と行政が、政策立案や事業企画を行うにあたって、お互いの提言や意見などを取り入れる。

9 情報提供 情報交換

市民活動団体等と行政が、それぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換などを通じて、情報を交換する。また、同じ思いの市民活動団体同士の情報交換を行政が支援する。

例えば・・・このようなかたちがあります！

▼すみずみ子育てサポート事業 【行政主導 + 事業委託】



▼おばま男女共同参画のつどい 【同等 + 共催】



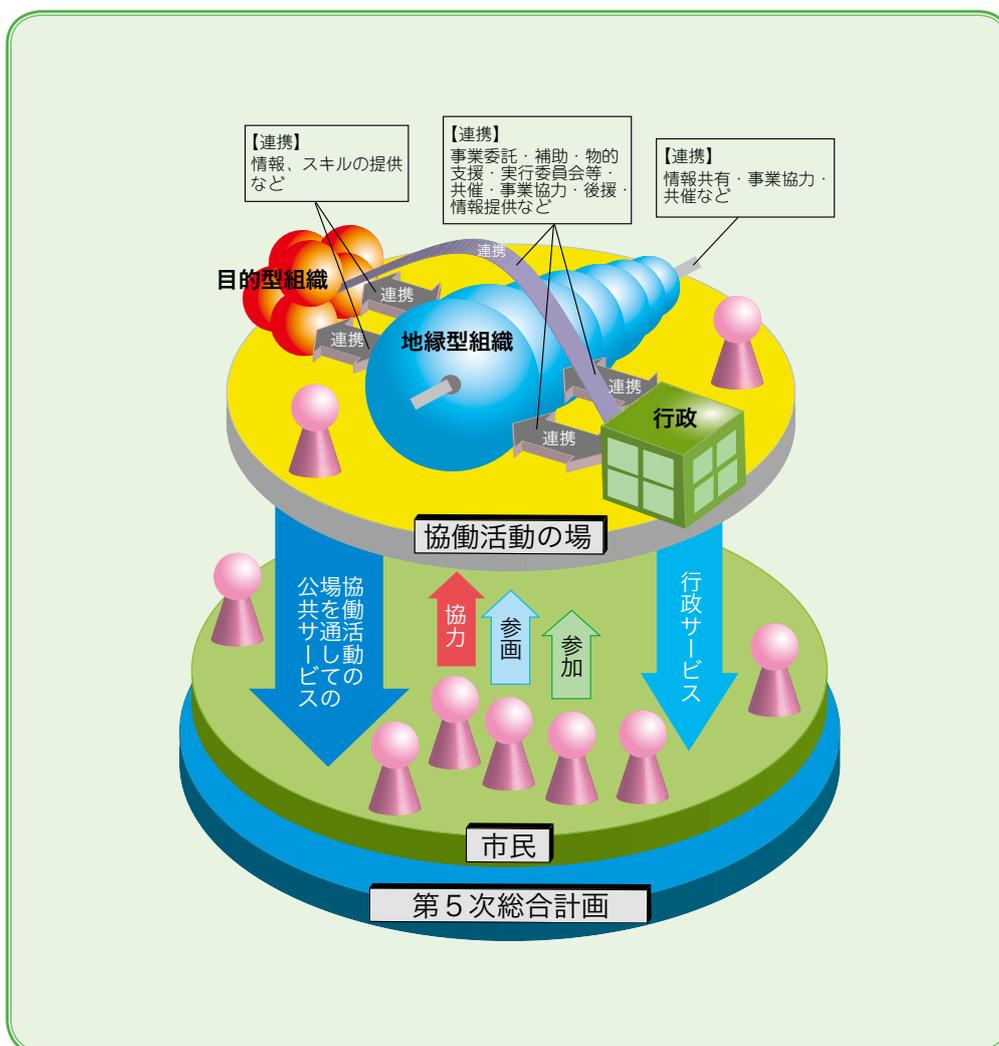
▲夢づくりコミュニティ支援事業
【市民主導 + 補助】



▲みんなで協働ガイドライン作成事業
【行政主導 + 政策提言・企画立案】

協働推進のイメージ図

なるほど…これが協働推進のイメージなんだね



小浜市協働のまちづくり基本指針

平成 24 年 3 月発行
小浜市 企画部 市民協働課

住 所：〒 917-8585 小浜市大手町 6-3
電 話：0770-53-1111 (内線 372)

ホームページ：http://www1.city.obama.fukui.jp/

※ホームページの「小浜市紹介・市政のしくみ」の「市民協働」に基本指針の本編および概要版を掲載しています。